



高松市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第1項の規定により、高松市やすらぎ苑（式場等）使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び高松市会計規則第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月20日

高松市長 大西 秀人

- 1 委託金の種類  
高松市やすらぎ苑（式場等）使用料
- 2 委託先  
富山県富山市奥田新町12番3号  
株式会社 五輪  
代表取締役 宮本 岳司朗
- 3 指定をした日  
令和8年4月1日
- 4 委託をした日  
令和8年4月1日